

**空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境検証委託業務
「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和7年4月18日

1 業務の目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする新たな移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での飛行実現をマイルストーンとして検討が進められ、地方においては、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

同時に、安全・安心な空飛ぶクルマの運航に不可欠な専用離着陸場（以下、「パーティポート」という。）については、国において令和5年12月にパーティポート整備指針（以下、「指針」という。）が示されるなど、実用化に向けての制度整備が徐々に進みつつある。

本県においても、令和5年度には、空飛ぶクルマの社会実装に向けた本県の目指す姿を示す将来ビジョンを策定するとともに、令和6年度は将来ビジョンの実現に向け具体的に検討していくため、有望ルートや離着陸場候補地等の調査、ビジネスモデルの検討など、事業環境の整備に向けた検討を推進したところ。

本県において有望と想定される飛行ルートがビジネスとして成立するのか、サービス上の蓋然性等を明らかにすることで、本県におけるビジネスの担い手の参画をさらに促すことを目的に、実機を使用した検証業務を実施するものである。

2 業務の内容

(1) 名称

空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境検証委託業務

(2) 委託内容

別紙「空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境検証委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料

予算上限額 金17,118,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 企画提案に係るスケジュール

実施内容	実施日時
企画提案募集開始	令和7年4月18日（金）
企画提案応募資格確認申請書等の提出期限	令和7年4月30日（水）午後5時まで
質問票の提出期限	令和7年4月30日（水）午後5時まで
企画書の提出期限	令和7年5月20日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年5月26日（月）（予定）
審査結果通知	令和7年5月28日（水）（予定）

4 企画提案の参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) この公告の日から審査結果通知日までの間に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

5 企画提案の参加手続き

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

ア 企画提案応募資格確認申請書（様式１）

イ 誓約書（様式２－１）

ウ 役員名簿（様式２－２）

(2) 提出期限

令和７年４月３０日（水）午後５時まで

提出は、平日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年３月２７日条例第６号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(3) 提出先

「１１ 問い合わせ先」に提出すること。

(4) 提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

6 企画提案に係る質問

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問票（様式３）

(2) 提出期限

令和７年４月３０日（水）午後５時まで

(3) 提出方法

提出は電子メールによる。なお、件名に「空飛ぶクルマ事業環境検証委託業務プロポーザル質問」を最初に記すこと。

(4) 提出方法及び提出先

「１１ 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、業務募集ページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/linear-jks/0704/sorakuru.html>）において公開する。その際、質問者名の記載はしない。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画書の提出、審査

(1) 企画書の提出

① 提出書類

次のア～ウまでの書類を１セットとして、これを企画書と呼び、次により提出すること。なお、提出媒体は紙及び電子とする。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書は原則としてA 4判両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A 3判折込可）とする。
- ・文字の大きさは、日本語表記で11ポイント以上とする。
- ・企画提案書には、仕様書及び別紙「審査基準」の内容を踏まえ作成するものとし、次の項目ごとに、具体的な提案内容を提示すること。

業務遂行能力	● 会社規模や過去3年の財務状況 ● 業務実施スケジュール ● プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の推進体制（経歴、業務に活かすことのできる資格等を含む） ● 当該業務と類似の業務実績、業務遂行のためのノウハウと活用方法
企画提案内容	● 企画コンセプト ● エアモビリティに関する専門的な知見、指針をはじめ空飛ぶクルマの最新動向等に関する知見 ● 仕様書「4 業務内容」に記載する業務項目の具体的な実施手法と実施ステップ ・実証計画策定にあたっての精緻化手法、実証実験へのステークホルダーの参画を図るための手法 ・効果的かつ効率的な実証実験の準備手続き方法 ・効果的な実証実験の実施方法、業務趣旨に照らした効果的なモニターアンケートの内容や取得方法 ・実証実験を踏まえた課題等の分析手法や提言方法 ※図示するなど分かりやすい記載を心がけること。 ● 推進ネットワークの活動を効果的に行うための企画内容・運営支援の方法、企業等とのネットワークとその活用方法 ● 見積額

イ 過去5年間の同種又は類似事業の実績（様式4）

ウ 法人の概要書（任意様式）

- ・定款、パンフレット等でも可とする。

エ 見積書（任意様式）

- ・仕様書の内容に沿って作成すること。
- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

② 提案数

1 参加者につき1件とする。

③ 提出部数

12部（正本1部、副本11部）

④ 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時まで

受付は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

⑤ 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

⑥ 提出方法

紙媒体については持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。電子媒体についても、期限までに電子メールにて提出すること。

⑦ その他

提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(2) 企画提案のプレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

① 実施日時・場所

日時：令和7年5月26日（月）予定

場所：山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

※詳細な時間及び場所は個別に通知する。

② プレゼンテーション時間

1者30分（企画提案説明15分、質疑10分、準備・入退室5分）

③ その他

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意する。
- ・感染症等の状況によっては、書類審査のみ又はオンラインでのプレゼンテーションとする場合がある。

④ 結果の通知

令和7年5月28日（水）（予定）に、プレゼンテーションを行った者全員にメール及び書面で通知する。

8 審査について

(1) 選考方法

別紙「審査基準」に基づき総合的に審査し、第1位の者を契約締結候補者とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約

(1) 契約の方法

審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

10 その他

(1) 本県の「「空の移動革命」実現に向けた取り組み」ページ内に掲載している取組の状況及び業務報告資料を参考にしながら企画提案を行うものとする。

(2) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(3) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

11 問い合わせ先

新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課 リニア・新モビリティ推進担当

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階

電話 055-223-1664（直通）（担当：宮川）

メールアドレス linear-jks@pref.yamanashi.lg.jp